

利 用 承 諾 書

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

申請者

住 所 紀の川市

氏 名

電話番号

緊急通報システムを利用するに当たり、次の事項を承諾します。

- 1 緊急通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関等が住宅内へ立ち入ること。また、そのために家の鍵を受託事業者に預けること。
- 2 緊急時に住宅内に立ち入る場合で、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に受けた損害については、協力員、関係機関等は、その損害の責めを負わないこと。
- 3 緊急通報システムの利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、紀の川市、那賀消防組合及び協力員は、その責めを負わないこと。
- 4 緊急通報システムの利用の及び利用料を決定するため、住民票及び市町村民税の課税台帳を閲覧すること。
- 5 市町村民税所得割課税世帯の場合は、利用料を遅滞なく支払うこと。
- 6 機器を紛失したり、破損した場合、新たに提供される機器代については、利用者負担とすること。
- 7 利用者の都合により機器を移動する場合、その工事費は利用者負担とすること。